



平成 20 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 富山化学工業株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 菅田益司  
(コード番号：4518 東証 1 部)  
問合せ先 執行役管理部門長兼経理部長、  
環境担当、コンプライアンス担当  
尾山雅之  
(電話番号 03-5381-3821)

### 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定のお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 13 日付けで当社が富士フィルムホールディングス株式会社（以下「富士フィルムホールディングス」といいます。）及び大正製薬株式会社（以下「大正製薬」といいます。）との間で締結した、資本業務提携等に関する基本合意書の内容に従い、平成 20 年 2 月 19 日に開始され平成 20 年 3 月 26 日に決済が行われた、富士フィルムホールディングスによる当社普通株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の後の手続として、富士フィルムホールディングス及び大正製薬による当社の発行済株式の全ての取得を通じ、当社が完全支配化されることになる手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）を実施する方針を、取締役会において平成 20 年 5 月 6 日付けで決定いたしました。

当社は、本完全支配化手続に際して必要となる当社の定款一部変更等（下記 2.をご参照ください。）についてご承認をいただくための臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会（いずれも平成 20 年 7 月 10 日開催予定。）の基準日を、平成 20 年 5 月 22 日に設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本完全支配化手続の目的

富士フィルムホールディングスは、平成 20 年 2 月 19 日から平成 20 年 3 月 18 日まで当社普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付けを行った結果、平成 20 年 3 月 26 日の決済日をもって当社普通株式 132,864,533 株を取得しました。その結果、本日現在、富士フィルムホールディングスは、平成 20 年 2 月 28 日付けで当社の第三者割当増資を引受けることにより取得した 28,990,000 株とあわせ、当社普通株式 161,854,533 株を所有するに至りました。

※総株主の議決権の数に対する富士フィルムホールディングスの議決権の数の割合（平成 19 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数に係る総株主の議決権の数（193,538 個）に、単元未満株式（2,371,461 株）に係る議決権の数 2,371 個を加え、さらに当社の発行した新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある当社株式の最大数（218,400 株）に係る議決権の数 218 個を加えたほか、富士フィルムホールディングス及び大正製薬を割当先として行われた平成 20 年 2 月 28 日を払込期日とする当社普通株式の第三者割当増資により発行された普通株式（43,925,000 株）に係る議決権の数 43,925 個を加えて、分母を 240,052 個として計算しています。以下同じ。）は 67.42%であり、同じく総株主の議決権の数に対する富士フィルムホールディングス及び大正製薬の議決権の合計数の割合は 91.56%となります。

富士フィルムホールディングスは、富士フィルム株式会社（以下、「富士フィルム」といいます。）と共に、従来の富士フィルム R I ファーマ株式会社（放射性医薬品事業）、富士フィルムファイナ

ケミカルズ株式会社（医薬品原薬・中間体事業）に加え、本完全支配化手続によって、研究開発型企業として感染症領域を始め多くの実績を挙げている当社との戦略的事業提携による医療用医薬品事業への本格参入を通じ、新たな事業ドメインでの戦略展開による「予防」、「診断」、「治療」という全領域をカバーする総合ヘルスケアカンパニーの構築を進める意向を有しておられます。

また、大正製薬も、厳しさを増す医療用医薬品事業における国内外の競争を勝ち抜く上で、本完全支配化手続による当社との資本関係強化を通じた更なる緊密化が必要不可欠なものであり、両社の企業価値の向上におおいに寄与するものであると判断しておられます。

そして、当社にとっても、本完全支配化手続の結果として、富士フィルムが写真事業を通じて長年蓄積してきた多様な独自技術（各種診断技術、解析技術、ナノ乳化分散技術、薄膜形成技術、精密合成技術、R I 標識抗体技術、コラーゲン技術など）や人材、そしてグループ会社の生産技術や開発力という経営資源の提供を受けることで、当社が有する新薬パイプラインの強化及び治験期間の短縮化を進めることが期待されます。また、富士フィルムの分散技術によるナノ粒子化など、富士フィルム独自のF T D（Formulation, Targeting, Delivery）技術を応用展開することで、従来にない新たな医薬品を開発することが可能となります。今後ますます厳しさが増してくると予想される事業環境下においては、当社の株式を富士フィルムホールディングスと大正製薬で100%保有され（富士フィルムホールディングス66%、大正製薬34%）、経営及び投資に関する意思決定を迅速かつ効率的に行うことで当社の経営基盤強化と企業価値最大化を実現できます。さらに、研究開発費用や新製品の原薬製造設備費用に対する富士フィルムホールディングス及び大正製薬による資金支援（当社の行う第三者割当増資の引き受けなど）、富士フィルムファインケミカルズ株式会社の有効活用による外注品の内製化や災害リスク分散体制の構築などの生産支援並びに国内における大正製薬の協力のもとでの大正富山医薬品株式会社を通じた販売拡大及び富士フィルムホールディングスグループの海外ネットワークを最大限に活用した海外販売体制の構築などの販売支援が実行されることで、当社の収益性を大幅に向上させ、当社が特定疾患領域における有力製薬メーカーへと飛躍することが期待できるものと考えております。

以上のような目的の下で、当社は、本完全支配化手続を行うものであります。

## 2. 本完全支配化手続の概要（予定）

当社は、本完全支配化手続を実施するため、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（交付する株式については、上場申請は行われたい予定です。）、以上①から③までを付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む当社普通株主による種類株主総会を開催する予定です。なお、富士フィルムホールディングス及び大正製薬は、上記株主総会において上記各議案に賛成される予定です。

上記①から③までの各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付けにおける富士フィルムホールディングスの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本書提出日現在未定ですが、富士フィルムホールディングス及び大正製薬による完全支配化が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（大正製薬を除きます。）に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式

の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断頂くこととなります。

この他、当社は、当社の発行する新株予約権を消却し又は消滅させるために必要な手続きを行う予定であります。

本完全支配化手続の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程中の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日の翌日から1ヶ月間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該普通株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

### 3. 本完全支配化手続の日程等

#### (1) 本完全支配化手続の日程の概略（予定）

取締役会決議（基準日設定）	平成20年5月6日（火）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	5月22日（木）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集に関する内容決定）	6月24日（火）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	7月10日（木）
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	7月11日（金）
整理銘柄への指定	7月11日（金）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	8月8日（金）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	8月11日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	8月18日（月）
株券提出の期限	8月19日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株券交付の効力発生日	8月19日（火）

#### (2) 本完全支配化手続後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式に係る株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日の翌日から1ヶ月間、整理銘柄に指定された後、平成20年8月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することはできません。

### 4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

#### (1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年7月10日開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成20年5月22日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

- ①公告日 平成20年5月7日
- ②基準日 平成20年5月22日
- ③公告掲載方法 電子公告（当社ホームページに掲載します。）  
<http://www.toyama-chemical.co.jp/>

#### (2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定日 平成20年7月10日

### (3) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

当社は、上記臨時株主総会において、上記 2.①から③までの議案を付議する予定です。同臨時株主総会において、上記 2.①に関する議案が決議されますと、当社は会社法上の種類株式発行会社となります。そして、上記 2.②に関する議案にある定款の一部変更を行うためには会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものであります。

上記基準日設定公告日現在において、当社は、会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、上記のとおり、平成 20 年 7 月 10 日開催予定の臨時株主総会において種類株式発行会社となることが予定されており、当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更するためには、普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、併せて当該種類株主総会において権利を行使すべき株主を定めるための基準日を設定するものであります。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の全てが、当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告の対象となります。

## 5. その他

### (1) 本完全支配化手続後の状況

本完全支配化手続による商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

### (2) 本完全支配化手続による業績への影響の見直し

本完全支配化手続による当社の連結及び単体業績への影響は想定しておりません。

以 上